

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 告示

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定

(食と暮らしの安全推進課)

一

○救急医療機関の認定

(医療政策課)

一

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

一

○農業振興地域の変更

(農業振興課)

二

○保安林の指定施業要件の変更

(森林整備課)

二

## 公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の

相手方の決定

(デジタルみやぎ推進課)

三

## 告示

○宮城県告示第四百十七号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。

令和三年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地

主催者の名称 公益社団法人全国生活衛生営業指導センター

主催者の所在地 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の開催年月日及び会場

## 種類

開催年月日

会場名称(会場所在地)

## 三 通信制で行うクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受付期間等

講習	研修
令和三年九月十六日 令和三年十月二十四日	令和三年九月十六日 令和三年十月二十四日
宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四丁目一番一号) 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二番四十八号) 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二番四十八号)	宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四丁目一番一号) 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二番四十八号)

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和三年八月二日 令和三年十一月四日	令和三年八月二十日 令和三年十一月十九日	令和三年九月十日 令和三年十二月十日

## 四 受講料

1 クリーニング師の研修 五千円

2 業務従事者に対する講習 四千五百円

○宮城県告示第四百十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和三年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地	令和三年五月十五日	令和六年五月十四日

○宮城県告示第四百十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所

令和三年 七月五日	登米市	石	越	午前十一時から 正午まで	石越総合支所車庫
同 七月六日	登米市	中	田	午前十一時から 午後二時三十分まで	宝江ふれあいセンター
同 七月九日	登米市	米山・南方		午前十一時から 午後二時三十分まで	南方総合支所車庫
同 七月十二日	登米市	登	米	午前十一時から 午後二時まで	登米総合支所車庫
同 七月十三日	登米市	東	和	午前十一時から 午後二時まで	東和総合支所
同 七月十四日	登米市	豊里・津山		午前十一時から 午後二時まで	豊里公民館
同 七月十六日	登米市	追		午前十一時から 午後二時三十分まで	追総合支所車庫
同 七月十九日	七ヶ宿町	全	域	午前十時三十分から 正午まで	七ヶ宿町役場公用車庫
同 七月二十日	蔵王町	全	域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	蔵王町ふるさと文化会館 (こざいんホール)
同 七月二十六日	川崎町	全	域	午前十時から 午後一時三十分まで	川崎町役場西庁舎一階車庫

○宮城県告示第四百二十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和三年五月十八日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県仙台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊のとおり

○宮城県告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東松島市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東松島市（次の図に示す部分に限る。）
- 四 保安林として指定された目的
- 五 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和三年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和三年度基幹業務システム開発等業務委託（予算編成システム） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和三年四月二十六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 八千三百六十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第二号該当